

5. 6. 30
1296

5. 6. 30
1296

勞務第一九二三號

昭和五年六月二十日

警視總監 丸山 鶴吉

內務大臣 安達謙藏 殿

社會局長官 吉田 茂 殿

各廳府縣長官 殿

北海道、五部、大政、神奈川、兵庫、愛知、靜岡、福岡

星製菓株式會社勞働爭議之關スル件 (再第報)

要旨 (一) 會社側ニアリテハ作業ノ回復ト共ニ他面大日本産業權護同盟會ニ調停ヲ依頼シ之介シ
二月爭議因代表ト會見ノ旨アリ
(二) 爭議因本初ニハ加盟者ノ勸誘ニ必カルニ約名ニテ是後國ニテハ氣勢ヲ擧グ他者亦
會議ニテ及勞果院在在又勸誘其地爭議日數ヲ發行燦ニアリ